

九州大学電気系学科 41/45 同期会会則

名称

第1条 本会は九州大学電気系学科 41/45 同期会(略称 41/45 会)と称す。

目的

第2条 会員相互の交流と親睦を目的とする。

第3条 本会はその目的を達成するために下記の事項を行う。

1. 年1回の親睦会・総会の開催を行う。
2. WEB に親睦会・総会開催の通知、会員の連絡先情報を入れる。
会員はこのWEBを使用し、有志による交流を可能とする。
3. その他必要と認められた事項。

組織

第4条 本会は次の会員を持って組織する。

九州大学工学部電気系学科を昭和41年4月に入学した者、または九州大学工学部電子工学科、通信工学科、電気工学科、を昭和45年3月に卒業にした者。

役員

第5条 本会に次の役員をおく。

会長1名、副会長1名以上、幹事長1名、幹事複数名、監事1名で構成する。また、役員会の決議により顧問、名誉職を設けることが出来るものとする。任期は2年とし、交代を原則とするが再任は妨げない。

第6条 会長は本会を代表し本会の会務を総括する。

第7条 副会長は第6条の事項において会長を補佐する。

第8条 幹事長は、会務を統括し、幹事は会計・広報・総務を担務とし第3条1 - 3の遂行を行

第9条 役員は本会の企画、運営を協議して行う。

第10条 監事は会計の監査を行う。

第11条 顧問は会長の諮問に答える。

機関

第12条 本会に総会と役員会をおく。

総会

第13条 総会は会員の意思を決定する機関とする。

1. 定期総会

第14条 定期総会は年1回とし会長がこれを召集する。

1. 本会の一般活動方針
2. 会則の改正
3. 決算の承認
4. 役員承認
5. その他の重要事項

役員会

- 第15条 役員会は総会から次期総会までの運営機関として総会に対して責任を負う。
次の場合に幹事長がこれを召集する。
1. 会長又は副会長が必要と認めた時
 2. 役員の1/3以上の要請があった時
- 第16条 役員会は次の事項を行う
1. 本会の一般活動方針の具体化
 2. 会則の改正の提案
 3. 決算の報告
 4. その他の緊急事項
- 第17条 役員会は役員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 第18条 役員会の決議は出席役員の過半数によるものとする。

会計

- 第19条 本会の運営は原則として年会費はないものとする。
- 第20条 但し総会の議決により臨時に徴収することを妨げないものとする。
- 第21条 本会の会計年度は4月1日より3月31日とする。

改正

- 第22条 本会則の改正は総会において出席者の2/3の同意を必要とする。

附則

- 第23条 この会則は第14条の定める総会において第22条の手続きで承認をうけた時から効力を有するものとする。
- 第24条 本会則を施行するにあたり、必要なる細則は役員会の議決に付するものとする。
その改廃についても同じである。
- 第25条 本会則は平成20年6月6日の総会において承認された。